

あなたのまちの相談相手

もっともっと知ってほしい!

民生委員 児童委員



のこと

民生委員・児童委員に
お気軽にご相談ください。
秘密は守ります!



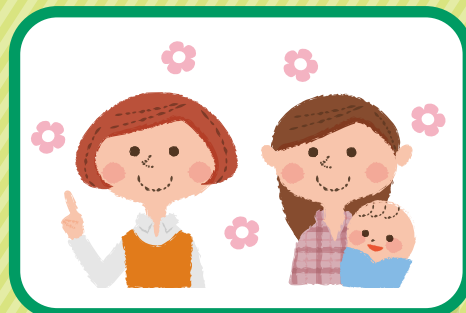
相談・支援

高齢者や障がい者、
その他困りごとを抱える
地域住民のために。



犯罪・被害・虐待の防止

地域住民の安心・安全を
守るために。



子育て支援

地域の子どもと
子育て家庭を
地域全体で支えるために。

わたしたちは、
みなさんと福祉を
つなぐパイプ役です

地域のみなさん



福祉制度・
支援サービスの
紹介をします

福祉事業
福祉サービス



安心してご相談ください!

支え合う 住みよい社会 地域から



一般財団法人 新潟県民生委員児童委員協議会

新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 TEL 025-281-5537

地域のみなさん



わたしたちは、
みなさんと福祉を
つなぐパイプ役です

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された
地域の奉仕者です

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉社会を目指し、活動しています。また、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。



福祉制度・
支援サービスの
紹介をします

ご相談に応じた
専門機関の
紹介をします

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中から
厚生労働大臣に
指名された委員です

主任児童委員は、児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童福祉に関する事柄を専門に担当し、他の民生委員・児童委員と連携を持ちながら活動します。



安心してご相談ください！
(守秘義務があります)

福祉事業・ 福祉サービス

行政・専門機関と連携



民生委員・児童委員には守秘義務があります。

ご相談内容・個人情報等、秘密は厳守いたします。社会奉仕と基本的人権の尊重を基本姿勢とする職務です。

【民生委員法第15条】民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

民生委員・児童委員の基本的性格

担当地域を基盤に、住民の立場で誠意をもち、謙虚に無報酬で活動を行うボランティアです。

自主性

奉仕性

地域性

あなたのまちの

民生委員・児童委員

主任児童委員 です

氏名

連絡先

このチラシは、
赤い羽根共同募金の
助成を受けて
作成しています。

